

## 北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務実施要領

### 1 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）により、放課後児童支援員については、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされたことを踏まえ、厚生労働省が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき認定資格研修を実施することにより、今後における放課後児童支援員の確保及び放課後児童健全育成事業の円滑な運営を支援することを目的とする。

### 2 実施主体等

#### (1) 実施主体

実施主体は北海道（以下「道」という。）とし、事業を適切に運営できると認められる事業者には事業の一部を委託する。

#### (2) 事業者の選定方法

委託業務に係る公募型プロポーザルを実施し、企画提案書の提出に基づき審査の上決定する。

### 3 委託業務の概要

委託業務を実施する事業者（以下「受託者」という。）は、北海道放課後児童支援員認定資格研修（以下「研修」という。）を企画・運営する。

- ① 研修の日程、会場等の設定
- ② 研修の内容の企画及び講師の選定
- ③ 研修開催通知の作成、発送
- ④ 受講申込みの受付、受講資格の確認
- ⑤ 受講者の決定及び受講決定、開催案内等の通知
- ⑥ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成
- ⑦ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧ 研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑨ 研修レポート等のとりまとめ
- ⑩ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑪ 研修実施後の実績報告書の作成

### 4 事業内容

#### (1) 研修対象者

- ① 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、現に、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員
- ② 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、今後、放課後児童支援員として従事を予定している者

#### (2) 定員

1回の研修の定員は、概ね100名から150名程度とする。

#### (3) 開催地等

道内6圏域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）において、受講者の利便性に配慮した会場を選定することとする。なお、各圏域1回以上開催することとし、道央圏においては5回とする。

#### (4) 研修項目・科目及び研修時間数等

国要綱に定める次の内容を基本とし、その内容を上回るものとする。なお、科目の一部免除については国要綱3(6)に基づいて取り扱う。

区分	科 目	時間数（計24時間）
1.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解	4.5時間
	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	(1.5)
	② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	(1.5)

	③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	(1. 5)
2. 子どもを理解するための基礎知識		6. 0時間
	④ 子どもの発達理解	(1. 5)
	⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達	(1. 5)
	⑥ 障がいのある子どもの理解	(1. 5)
	⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	(1. 5)
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援		4. 5時間
	⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	(1. 5)
	⑨ 子どもの遊びの理解と支援	(1. 5)
	⑩ 障がいのある子どもの育成支援	(1. 5)
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力		3. 0時間
	⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	(1. 5)
	⑫ 学校・地域との連携	(1. 5)
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心		3. 0時間
	⑬ 子どもの生活面における対応	(1. 5)
	⑭ 安全対策・緊急時対応	(1. 5)
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能		3. 0時間
	⑮ 放課後児童支援員の仕事内容	(1. 5)
	⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理	(1. 5)

(5) 研修講師

講師は、国要綱に定める講師要件を参考として選定する。なお、講師のうち1名以上は厚生労働省が開催する「健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）」を受講した者とする。

(6) 研修の教材等

教材は、原則として中央法規出版株式会社が発刊する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要」を使用し、必要に応じて講師が選定する教材や、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

(7) 研修レポート等について

受託者は研修項目・科目の内容を踏まえた研修レポート等を作成し、研修修了時に受講者に記載させ、とりまとめる。

5 実施手続

(1) 受講申込み及び受講資格等の確認

① 受講の申込み及び受講資格の確認

受講希望者は、受講を申し込むに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を經由して、受託者に対し、別に定める受講申込書を提出する。なお、その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することが確認できる各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写しを添付することとする。

② 受講者本人の確認

受講者は、受講日当日、本人であることが確認できる証明書等（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等）を提示し、本人確認を受けるものとする。

(2) 修了の認定・修了証の交付

道は、受託者がとりまとめた名簿（Microsoft Access による電子データを含む）及び研修レポート等の引き渡しを受け、内容を確認した上で、修了の認定を行い、修了証を交付する。

6 認定等事務等

道は、認定者名簿の作成、管理、再交付、認定の取消しを、国要綱の定めに基づいて行う。

また、事業の実施にあたり、本要領に定める事項の他は、国要綱及び「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインQ&A」を準用する。

## 7 研修会参加費用

研修会受講費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者または放課後児童健全育成事業の運営主体が負担するものとする。

## 8 事業者の選定

本事業の実施においては、放課後児童クラブの運営に関する基準の考え方や各地域の放課後児童クラブの運営状況などを勘案し、適切な内容かつ受講しやすい実施体制とすることが必要である。

このため、落札金額のみによる競争入札によるのではなく、具体的な企画提案（研修科目の組み立てや講師の確保、研修の形態、開催日時等）を比較・検討することができ、総合的な審査・検討が可能なプロポーザル方式を採用する。

## 9 プロポーザル提出事業者の要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 道内に本部（本社）、支部（支社）又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること）。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 10 委託期間（予定）

委託契約の日から平成32年3月31日までとする。

## 11 委託契約額上限

委託料 10,968千円